

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年12月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2400744号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第2400090号

第1 結論

請求者のA社における平成29年7月31日の標準賞与額を17万円、平成30年7月31日の標準賞与額を17万9,000円、令和3年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額を21万円に訂正することが必要である。

平成29年7月31日、平成30年7月31日、令和3年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成29年7月31日、平成30年7月31日、令和3年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成29年7月
② 平成30年7月
③ 令和3年7月
④ 令和3年12月

A社に勤務している期間のうち、請求期間①から④までの標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①から④までに係る給料支払明細書により、請求者は当該期間において、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は17万円、請求期間②は17万9,000円、請求期間③及び④は21万円とすることが必要である。

また、請求期間①から④までの賞与支払年月日については、給料支払明細書には記載がなく、事業主は現金支給であった旨陳述している上、ほかに確認できる資料がないことから、請求者から提出された当該期間に係る給与所得に対する源泉徴収簿により確認できる賞与支払月の月末とし、請求期間①は平成29年7月31日、請求期間②は平成30年7月31日、請求期間③は令和3年7月31日、請求期間④は同年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①から④までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間の賞与について、請求者の賞与に係る届書を年金事務所に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400745号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400091号

第1 結論

請求者のA社における平成29年7月31日の標準賞与額を21万4,000円、平成30年7月31日の標準賞与額を22万3,000円、令和3年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額を25万4,000円に訂正することが必要である。

平成29年7月31日、平成30年7月31日、令和3年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成29年7月31日、平成30年7月31日、令和3年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年7月
② 平成30年7月
③ 令和3年7月
④ 令和3年12月

A社に勤務している期間のうち、請求期間①から④までの標準賞与額の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 請求期間①について、B市から提出された当該期間における請求者に係る所得照会回答用、A社の同僚から提出された当該同僚に係る平成29年の給与所得に対する源泉徴収簿及び当該同僚に係る同年の給与、賞与に係る給料支払明細書から判断すると、請求者は、請求期間①に標準賞与額21万4,000円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。
- 請求期間②について、請求者から提出された当該期間に係る給与所得に対する源泉徴収簿及

び同僚に係る給料支払明細書により、請求者は当該期間にA社から22万4,000円の賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②の標準賞与額については、請求者に係る源泉徴収簿及び同僚に係る給料支払明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から22万3,000円とすることが必要である。

3 請求期間③及び④について、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者は当該期間にA社から25万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

4 請求期間①から④までの賞与支払年月日については、給料支払明細書及び賃金台帳には記載がなく、事業主は現金支給であった旨陳述している上、ほかに確認できる資料がないことから、請求者及び同僚から提出された当該期間に係る給与所得に対する源泉徴収簿により確認できる賞与支払月の月末とし、請求期間①は平成29年7月31日、請求期間②は平成30年7月31日、請求期間③は令和3年7月31日、請求期間④は同年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①から④までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間の賞与について、請求者の賞与に係る届書を年金事務所に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2400050 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2400088 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 35 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 令和 3 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A 社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険料納付額が、給与から控除された厚生年金保険料額と比べて低い金額となっている。資料を提出するので、調査の上、請求期間の記録を見直ししてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、ねんきん定期便（保険料納付実績や年金の見込み額等を被保険者に対し通知するもの。）に記載された請求期間に係る厚生年金保険料納付額が、給与・報酬支払明細書（以下「給与明細書」という。）に記載された厚生年金保険料控除額より低額である旨主張している。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付を行うには、厚生年金保険料が事業主により給与から控除され、当該保険料を徴収する権利が時効によって消滅していることが要件となる。請求期間は、本件訂正請求日（令和 5 年 7 月 6 日）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間のため、厚生年金保険法を適用し、事業主から届出されるべき標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額が認定できるか否かを判断することになる。

標準報酬月額は、被保険者に 4 月、5 月及び 6 月に支払われた報酬（報酬支払の基礎となった日数が 17 日以上であるもの。以下同じ。）の平均額を報酬月額とし、当該報酬月額をいくつかの幅（等級）に区分した報酬月額に当てはめた上、その年の 9 月から翌年の 8 月までの各月に適用される（以下「定額決定」という。）。ただし、昇給や降給等の固定的賃金の変動により、報酬の額に大幅な変動があったときは、実際に受ける報酬と標準報酬月額に隔たりがないよう、次の定額決定を待たずに標準報酬月額の変更が行われる。

しかしながら、A 社の事業主により提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定

基礎届に基づき記録された請求者の請求期間に係る標準報酬月額（19万円）について、請求者から提出された給与明細書により確認したところ、令和3年4月から同年6月までの期間に係る各月の報酬支払の基礎となった日数はいずれも17日を下回っており、この場合、同年9月の標準報酬月額の決定においては定時決定は行われず、保険者の決定により従前の標準報酬月額が適用されることとなるが、従前の標準報酬月額の改定又は決定のための報酬額等に係る資料がないため、請求期間の標準報酬月額について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400577号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400089号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年7月31日から同年8月1日まで

私は、A社に平成3年7月31日まで勤務しており、同年7月の給与明細書においても、厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者は、A社において、平成3年7月30日に離職している記録となっており、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日と符合していることが確認できる。

また、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会(回答)及びB健康保険組合から提出された被保険者情報照会によると、請求者の厚生年金基金の資格喪失年月日及び健康保険組合の資格喪失年月日は、いずれも平成3年7月31日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致していることが確認できる。

一方、請求者から提出された給与明細書により、平成3年7月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、平成3年1月に厚生年金保険の保険料率が改定になっているところ、改定後の厚生年金保険料は、同年2月の給与において控除されていることが給与明細書により確認できる上、A社に経理担当として勤務していたとする者及び給与、社会保険担当として勤務していたとする者は、厚生年金保険料は翌月控除であった旨回答していることから、同社の厚生年金保険料は翌月控除であったことが推認でき、同年7月の給与明細書に記載されている厚生年金保険料は同年6月分であり、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたとは認められない。

また、A社の事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を請求者に支払った給与から控除し

たか否かについては不明である旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。